

桑名市教育委員会議事録

令和8年3月27日（金）教育委員室において、桑名市教育委員会3月定例の教育委員会を開催した。

教育委員会の構成員（5名）

教育長 加藤 眞毅 教育委員 寺本 圭輔 教育委員 安藤 智里
教育委員 平野 智美 教育委員 服部 岳

教育部長	尾関 一夫	教育監兼学校教育課長	片山 哲哉
教育環境再構築プロジェクト担当	近藤 光彦	教育総務課長	石田 由佳
新たな学校づくり課長	笥 直樹	教育指導課長	山下 昌司
人権教育課長	水谷 公	教育指導課主幹	山元 康伊
生涯学習課長	水谷 芳春	子ども未来課長	寺村 良則

書記

伊藤 千恵

傍聴人

4人

議題

1. 審議事項

- ・議案第4号 桑名市青少年補導委員規程の一部改正について
- ・議案第5号 桑名市放課後子ども総合プラン運営委員会要綱の一部改正について
- ・議案第6号 桑名市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
- ・議案第7号 桑名市部活動在り方検討委員会要綱の廃止について
- ・議案第8号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について
- ・議案第9号 桑名市立小学校・中学校の長に対する事務委任規則等の一部改正について
- ・議案第10号 桑名市教育委員会公印規程等の一部改正について
- ・議案第11号 学校等の使用による個人演説会開催のために必要な施設の公営程度及び候補者が納付すべき費用の額等の一部改正について

2. 報告事項

- ・3月市議会の報告について
- ・多度地区小中一貫校整備事業について
- ・令和7年度第2回（第26回）桑名市いじめ問題対策連絡協議会について
- ・教育委員会事務局職員の異動について
- ・子どもの睡眠改善事業の取組について【非公開】
- ・桑名市立小中学校、義務教育学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について【非公開】
- ・部活動の地域展開について【非公開】
- ・小・中学校の様子について【非公開】

3. 連絡事項

- ・4月の教育委員会の行事予定について
- ・4月の教育委員会定例会 4月27日（月） 午前9時00分
- ・5月の教育委員会定例会 5月27日（水） 午前9時00分

【教育長】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和8年3月の教育委員会定例会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

議長は私が務めさせていただきます。

なお、教育長及び教育委員全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本委員会は無効に成立していることを御報告させていただきます。

それでは、本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい事項が4件ございます。事項書のほうを御覧ください。

事項書の2番、報告事項の子どもの睡眠改善事業の取組について、桑名市立小中学校、義務教育学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について及び部活動の地域展開についての3件は、公表前の情報となります。

また、小・中学校の様子については、児童生徒の個人情報を含むものとなっております。

したがいまして、これら4件につきましては、桑名市教育委員会会議規則第5条の規定により、会議を非公開としたいと思います。

会議を非公開とすることについて、挙手により採決をいたします。

非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

全員一致により、これら4件については非公開とすることに決しました。

よって、これら4件につきましては公開案件の後に事務局から説明を受けることといたします。

それでは、事項書の1番、審議事項、議案第4号、桑名市青少年補導委員規程の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

【生涯学習課長】

生涯学習課、水谷です。よろしくお願いいたします。

第4号議案、桑名市青少年補導委員規程の一部改正について、御説明を申し上げます。

今回の改正は、青少年補導委員の任期満了時に伴う、市民の事務負担軽減を図るため、別紙様式（第6条関係）の補導委員証の裏面の記載を、「返納」から「廃棄」に改めるものでございます。

議案に対する説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第4号、桑名市青少年補導委員規程の一部改正についてを挙手により採決いたします。原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

続きまして、議案第5号、桑名市放課後子ども総合プラン運営委員会要綱の一部改正についてを事務局から説明をお願いいたします。

【生涯学習課長】

生涯学習課、水谷です。よろしくお願いいたします。

議案第5号、桑名市放課後子ども総合プラン運営委員会要綱の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正は、多度学園の開校をはじめとする学校再編により、子どもたちを取り巻く放課後の環境や、地域における居場所づくりの体制が大きく変化すると考えております。この状況に対応し、放課後子ども教室と放課後児童クラブを、より連携した形で運営できる体制を整えることが必要となりました。

そのため、国が示します放課後児童対策パッケージ等を参考に、本市の実情に合わせて要綱の見直し

を行うものであります。

資料の見え消し、抜粋を御覧ください。

第1条では、これまでの放課後子ども総合プランに代えて、国の放課後児童対策パッケージ等を参考にすることを明記しました、「学校再編後の桑名市における放課後の居場所づくり」という文言を追加し、現状に即し改めております。

第2条では、放課後の事業体系をより明確にするため、定義を整理し、放課後子ども教室は、地域学校協働本部が運営する事業であることを明記しました。

次に、放課後児童クラブは、放課後子ども教室を実施している小学校区・義務教育学校区で開設しているものとし、対象範囲を明確化しました。

さらに、従来の放課後子ども総合プラン推進員を廃止し、社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員を新たに位置づけております。

第3条では、委員会が扱う対象を放課後子ども教室及び放課後児童クラブと明確化し、実施・検証・評価、人材確保、推進などの役割を整理しております。

第4条では、委員の構成を現状に合わせて見直しし、義務教育学校の校長または教頭を新たに委員として追加し、学校再編後の体制に対応したものとなっております。また、学校と地域の橋渡し役となります地域学校協働活動推進員が委員となることで、地域と学校の連携をより強化する体制といたしました。

第6条では、委員長が会議の進行を担う規定を削除し、第7条において、会議の進行は地域コミュニティ部の生涯学習課が担うことを新たに規定しております。

議案に対する説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第5号、桑名市放課後子ども総合プラン運営委員会要綱の一部改正についてを挙手により採決いたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

次に、議案第6号、桑名市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

【生涯学習課長】

生涯学習課、水谷です。よろしく申し上げます。

議案第6号、桑名市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について御説明をさせていただきます。

資料は、要綱を御覧ください。

4小学校区が1つとなる多度学園の開校に伴い、学校・家庭・地域が連携・協働して、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動を行い、多度校区全体の教育力の向上に向けた取組の一層の推進を図るため、地域が主体となって多度地域学校協働本部が立ち上がります。つきましては、社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、本要綱を新たに制定するものであります。

なお、地域学校協働活動推進員とは、学校との橋渡し役を担う人材となります。具体的には、多度地域学校協働本部の構成員となり、地域住民等への助言を行うほか、学校から地域への相談の窓口のような役割として、学校運営協議会への参加も予定されております。

また、委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日の属する年度の末日までとしており、地域において社会的信望がある者及び地域学校協働活動の推進に熱意と見識を有する者の両資格を有する者から、教育委員会で委嘱します。

議案に対する説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第6号、桑名市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定についてを挙手により採決いたします。

原案のとおり制定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり制定することに決しました。

ここで生涯学習課長は退出されます。御苦労さまでした。

【生涯学習課長】

ありがとうございました。

【教育長】

それでは、次に、議案第7号、桑名市部活動在り方検討委員会要綱の廃止について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育指導課主幹（生徒指導担当）】

教育指導課、山元でございます。

桑名市部活動在り方検討委員会要綱の廃止について御説明させていただきます。

桑名市部活動在り方検討委員会は、桑名市の休日部活動の在り方について、令和5年度から3年間検討を重ねていただきました。令和8年3月に、桑名市中学校部活動の地域展開に向けた最終提言が取りまとめられたことにより、廃止するものでございます。

以上でございます。

【教育長】

ただいまの説明について、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第7号、桑名市部活動在り方検討委員会要綱の廃止についてを挙手により採決いたします。

原案のとおり廃止することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり廃止することと決しました。

それでは、次に、議案第8号、桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

【教育総務課長】

教育総務課の石田です。よろしく願いいたします。

議案第8号、桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について、御説明させていただきます。

今回の改正は、自治体システム標準化への移行に伴う様式等の改正及び義務教育学校の設置に伴い所定の改正を行うものです。

地方公共団体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展をさせてきた結果、その発注や維持管理、制度改正の対応などについて各自治体が個別に対応してきており、人的・財政的負担が生じることや、他の自治体と情報共有や連携が難しいなどの課題がありました。

このような状況を踏まえ、国において標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づける地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が、令和3年に施行されました。就学援助は、この標準化対象事務となっており、令和8年度から標準化システムの運用を開始するため、就学援助の業務プロセスを見直すとともに、システムから出力される様式等について改正をするものです。あわせて、義務教育学校の設置に伴い、文言を改正しております。

説明は以上でございます。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【教育長】

ただいまの説明について、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。
それでは、議案第8号、桑名市就学援助条例施行規則の一部改正についてを挙手により採決いたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

次に、議案第9号、桑名市立小学校・中学校の長に対する事務委任規則等の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

【新たな学校づくり課長】

議案第9号、桑名市立小学校・中学校の長に対する事務委任規則等の一部改正について御説明いたします。

改正する規則につきましては、桑名市立小学校・中学校の長に対する事務委任規則ほか11の規則でございます。

本改正は、多度地区の小中学校を再編して、令和8年4月に義務教育学校多度学園が設置されることに伴い、校種を示す箇所に、義務教育学校を追記することや、施設使用料の免除などについて所要の改正を行うものでございます。

第10条関係の桑名市立学校の学校運営協議会の設置及び運営に関する規則は、学校区が多度学園開校後は広域となることから、協議会の委員について、改正前は10人以内としていたものを、改正後は、義務教育学校である場合について20人以内と変更するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

【教育長】

ただいまの説明について、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第9号、桑名市立小学校・中学校の長に対する事務委任規則等の一部改正についてを挙手により採決いたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

次に、議案第10号、桑名市教育委員会公印規程等の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

【新たな学校づくり課長】

議案第10号、桑名市教育委員会公印規程等の一部改正について御説明いたします。

改正する訓令につきましては、桑名市教育委員会公印規程ほか3つの規程と要綱でございます。

本改正は、多度地区の小中学校を再編して、令和8年4月に義務教育学校多度学園が設置されることに伴い、校種を示す箇所に、新たに義務教育学校を追記することなどについて所要の改正を行うものでございます。

第1条関係の桑名市教育委員会公印規程は、多度学園と多度学園学校長の公印を加えるものであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

【教育長】

ただいまの説明について、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第10号、桑名市教育委員会公印規程等の一部改正についてを挙手により採決いたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

次に、議案第11号、学校等の使用による個人演説会開催のために必要な施設の公営程度及び候補者が納付すべき費用の額等の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

【新たな学校づくり課長】

新たな学校づくり課、算です。

議案第11号、学校等の使用による個人演説会開催のために必要な施設の公営程度及び候補者が納付すべき費用の額等の一部改正について御説明いたします。

改正する告示につきましては、学校等の使用による個人演説会開催のために必要な施設の公営程度及び候補者が納付すべき費用の額ほか11の規程、要綱でございます。

本改正は、多度地区の小中学校を再編して、令和8年4月に義務教育学校多度学園が設置されることに伴い、校種を示す箇所、新たに義務教育学校を追記することや、施設使用料の免除などについて所要の改正を行うものでございます。

第4条関係の桑名市青少年育成推進指導員設置規程につきましては、多度学園開校後は学校区が広域となることから、推進指導員について、改正前、小学校区1人程度としていたものを、改正後、義務教育学校区は4人程度へ変更するものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第11号、学校等の使用による個人演説会開催のために必要な施設の公営程度及び候補者が納付すべき費用の額等の一部改正について、挙手により採決いたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

それでは、次の議事に進みます。

事項書の2番、報告事項、3月市議会の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育部長】

教育部長の尾関です。よろしくお願ひします。

令和8年第1回市議会定例会が2月20日から3月19日までの会期28日間行われました。

議案質疑として1名、一般質問として3名の議員から質問をいただきました。

議案質疑は、学校施設等解体撤去事業費について、令和8年度に解体設計を行う理由はというお尋ねがありまして、今回の事業費は、最も施設の老朽化が著しい旧多度西小学校を、令和9年度から施設の取壊しに着手できるようにするための設計費用であると答弁をしております。

一般質問では、学校再編に伴う給食の在り方についてというお尋ねがありました。給食提供につきましては、自校方式、また、共同調理場方式、デリバリー方式などがありますが、教育環境づくりの重要な要素の1つとして、旧桑名地区の学校再編を進めていく上では、再編の協議の中で、保護者や関係者の皆様の御意見を伺いながら、市として最も望ましい方法を検討していきたいと答弁をしております。

ほかには給食無償化の中学校への拡大について、今後の保護者負担の在り方について、小中学校再編計画案に関わって学校規模と教育環境について、星見ヶ丘旧中学校用地についての御質問をいただき、それぞれ御答弁申し上げます。

また、請願、桑名市立小中学校再編計画より先に既存の小学校・中学校の施設修繕・改修を早急に求める請願書については、教育福祉委員会に付託され、不採択という形になりました。

なお、令和8年度一般会計予算及び令和7年度一般会計補正予算及び最終日に追加上程いたしました桑名市委員会の委員等の報酬と費用弁償に関する条例の一部改正として、いじめ問題専門委員の報酬額の改定につきましては、全て可決承認をいただいたところです。

私からは以上です。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議事に進みます。

次に、多度地区小中一貫校整備事業について、事務局から説明をお願いいたします。

【新たな学校づくり課長】

新たな学校づくり課、算です。

多度学園の校歌につきまして、完成いたしております。お手元に資料がございます。

音源が少しあるんですけども、聴いていただければと思います。少々お待ちください。

(校歌再生)

【新たな学校づくり課長】

4月8日の開校式に向けて、子供たちも既に練習を行かせております。

報告は以上です。

【教育長】

御意見というか、感想があれば、よろしいですか。

それでは、次の議事に進みます。

令和7年度第2回（第26回）桑名市いじめ問題対策連絡協議会について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育指導課主幹（生徒指導担当）】

教育指導課、山元でございます。

資料、令和7年度第2回（第26回）桑名市いじめ問題対策連絡協議会についてを御覧ください。

2月12日、本年度2回目の桑名市いじめ問題対策連絡協議会を実施いたしました。

会の前半は、市教育委員会事務局より、1月に実施しましたいじめアンケート結果を基に、本市におけるいじめの現状と課題に関する分析と、各校における取組状況について報告いたしました。

会の後半は、SNSを介するいじめ事案の未然防止と対応についてをテーマに協議を行い、各委員の視点や考え、具体的な取組を共有し、今後どのようなことができるかについての考えを交流しました。

各委員からは、学校の取組が知れてよかった、SNSに関しては大人自身が危険性を知る機会を持つ必要がある、学校と家庭のさらなる連携が必要である、子供に多様な体験の機会を提供することで、自尊感情や他者を肯定する気持ちなどが生まれるなどの意見がありました。

いじめ問題は、学校だけの問題ではなく、社会総がかりで取り組むべき問題であると考えております。資料の最後にありますように、いじめ防止には、保護者や教職員、一般の大人に対しても多様な学習や周知の機会が必要と考えます。今後も、いじめ問題対策連絡協議会をはじめとし、関係機関と連携を重ねながら、いじめ問題について考える取組を継続してまいります。

以上でございます。

【教育長】

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

なければ次へ進みます。

人事異動の件は最後にいたしまして、事項書の3番、連絡事項について、事務局から説明をお願いいたします。

各所属長より連絡事項

【教育長】

連絡事項は以上となります。

それでは、ここからは非公開とした議事に移らせていただきますので、傍聴人の方は御退室を願います。

【非公開】

- ・子どもの睡眠改善事業の取組について
- ・桑名市立小中学校、義務教育学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について
- ・部活動の地域展開について
- ・小・中学校の様子について

【教育長】

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和8年3月の桑名市教育委員会定例会を終了させていただきます。
ありがとうございました。

—— 10時30分終了 ——